

令和7年 業種別労働災害発生状況

令和7年7月末現在

小樽労働基準監督署 倶知安支署

区 分		令和7年(7月末)			令和6年(7月末)			令和6年(確定)			対 前 年		業 種 割 合
業 種 別		死 亡	休 業 4 日 以 上	計	死 亡	休 業 4 日 以 上	計	死 亡	休 業 4 日 以 上	計	増 減 数	増 減 率	
全 産 業 合 計			83	83		79	79		156	156	4	5.1	100.0
除 く 鉱 業 計			83	83		79	79		156	156	4	5.1	100.0
製 造 業			6	6		6	6		18	18	±0		7.2
内 訳	食 料 品		6	6		6	6		17	17	±0		7.2
	木材木製品								1	1	±0		
	家具・装備										±0		
	紙・パルプ										±0		
	窯業・土石										±0		
	機械・金属										±0		
	その他										±0		
鉱 業											±0		
土 石 採 取 業			1	1					1	1	1		1.2
建 設 業			14	14		8	8		24	24	6	75.0	16.9
内 訳	土木工事業		3	3		4	4		10	10	-1	-25.0	3.6
	建築工事業		5	5		4	4		8	8	1	25.0	6.0
	木造建築業		4	4					5	5	4		4.8
	そ の 他		2	2					1	1	2		2.4
道路貨物運送業			1	1		3	3		3	3	-2	-66.7	1.2
その他の運輸業			5	5					3	3	5		6.0
陸上貨物取扱業											±0		
港 湾 運 送 業											±0		
林 業			1	1		1	1		2	2	±0		1.2
漁 業			2	2		2	2		2	2	±0		2.4
商 業			12	12		12	12		20	20	±0		14.5
接 客 娯 楽 業			23	23		20	20		31	31	3	15.0	27.7
清 掃 業			1	1		2	2		4	4	-1	-50.0	1.2
その他の事業			17	17		25	25		48	48	-8	-32.0	20.5

本統計は、労働者死傷病報告（休業4日以上）により集計したものです。

倶知安支署の管轄は、後志管内のうち、倶知安町、岩内町、共和町、泊村、神恵内村、ニセコ町、京極町、喜茂別町、真狩村、留寿都村、蘭越町、黒松内町、寿都町、島牧村です。

今月のコメント	1 内訳	食料品製造業2件、土石採取業1件、建設業1件（木造建築業1件）、道路貨物運送業1件、商業1件、接客娯楽業2件、清掃業1件、その他の事業1件
	2 お知らせ	- 職場のメンタルヘルスの推進について 労働者数50人未満の事業場についてもストレスチェックの実施が義務付けられます。今後関連するマニュアルが定められる予定です。 - STOP！熱中症クールワークキャンペーン（5月～9月） 7月は重点取組期間です。全国で職場における熱中症により、毎年約30人が亡くなり、約1,000人が休業4日以上仕事を休んでいます。当該キャンペーンを展開し、熱中症予防に取り組みましょう また、熱中症に係る法改正が令和7年6月1日付けで施行されました。報告連絡体制や熱中症の重症化を防ぐ措置について定め、周知しましょう。 - 北海道最低賃金が10月1日より960円から1,010円に改定されています。